

治験に係る経費の出来高制度について

当センターでの治験に係る経費の出来高制度は以下のような取り扱いといたします。
ご不明な点がございましたら臨床試験支援室までお問い合わせください。

- ①経費算出表に基づき算出された経費の 50%相当額を初期費用として契約時に納入していただきます。ただし、契約期間が複数年にわたる場合は、初期費用を契約年度数で除した金額を、それぞれ契約締結時及び次年度以降の年度当初に請求いたします。
- ②残りの 50%相当額を目標とする被験者数で除した金額（1 症例あたりの金額となります。）を症例登録毎に納入していただきます。依頼者様には症例登録後に実績報告書を提出いただき、当該報告書に基づき請求いたします。
- ③症例追加、契約期間の延長等については、経費算出表にて追加の研究費を算出し、①及び②の手順で納入いただきます。
- ④症例登録の有無にかかわらず、いかなる場合も初期費用及び納入された研究費は返還いたしません。